平成30年度第1回 (2018年度)

吹田市景観まちづくり審議会

日時 平成30年6月5日(火)午後 2時 場所 メイシアター 3階 第1会議室

平成30年度第1回吹田市景観まちづくり審議会会議録

(要点筆記)

1. 開 会

○ 大椋都市計画室参事

2. 挨拶

○ 乾都市計画部長 《挨拶》

3. 会議進行

- ○鳴海会長 本日、傍聴人はおられますか。
- ○事務局 本日傍聴人はありません。
- ○鳴海会長 それでは、第1回景観まちづくり審議会の議事に入ります。事務局より本日 の案件について説明をお願いします。

4. 案件説明

諮問 平成30年度吹田市景観まちづくり活動補助金について

○ 事務局 《内容説明》

5. 質疑·応答

- 鳴海会長 新駅はどのような駅なのか。
- 大椋参事 JR おおさか東線の新大阪から久宝寺までつながる路線で、当該新駅は新大阪から一駅目の駅となる。平成31年3月開業予定である。駅の名称の予定は、仮称西吹田駅だが、地元と市は南吹田駅にしてほしいという要望を出している。市の事業として、東海道本線を東西にいくアンダーパスと、駅前広場がある。どちらも今年度末完成予定である。

申請者である南吹田駅まちづくり推進市民協議会は、開業後も駅前広場で賑わいを培っていきたいという思いから、毎年近くの公園で社会実験として、イルミネーション&ナイトカフェを行っている。集まる人数も年々増えており、地域の注目が高まってきている。また、この地域は低未利用地となっている土地が多く、今後駅開業に向かってどのような利用がされていくのか、商業が増えていくのかなど、土地所有者は様子見の状態である。地域としては良い環境を守っていきたいという思いがあり、今回

まちづくり作法集として地域の思いをまとめ、規制ではなく誘導という形でまちづく りをしていきたいと考えている。

- 鳴海会長 作法集の対象範囲は、パースの範囲か。
- 隅田主査 もう少し広い範囲になる。地域でいうと南吹田、南清和園町、川岸町、穂 波町など広い範囲が対象となっている。
- 大椋参事 協議会組織の範囲は自治会の範囲となっているので広い範囲となっている。 寄せ植えなどの活動は、その中でも活動的な方々が集まってワークショップなどを行っている。
- A委員 新駅は東淀川の次の駅ではないのか。
- 大椋参事 東淀川駅とはつながらない。新大阪の西側に新しいホームができ、JR 東海 道本線を跨いで新駅につながる。
- A委員 全て新しい線となるのか。
- 大椋参事 新駅の東側に貨物線が走っており、その一部を利用する予定。
- 松本室長 JR おおさか東線は、現在、南区間として平成20年に久宝寺と放出の間が 開業済み。放出から新大阪までの北区間は平成31年3月に開業予定である。
- 久副会長 3団体とも行う活動はとても良いと考える。南吹田駅まちづくり推進市民協議会の竹あかりも景観まちづくりである。建物だけでなく、景観に寄与するイベントなども景観まちづくりなので、作法集に入れることで広がりがでてくる。現在は景観的に無機質なまちなみなので、プランターなど少しの緑であっても潤いが出ると考えられる。また、関大前は地権者やテナントを入れることで動いていくと考える。地域が前に出るような形で取組まれるとより良い活動になる。好いたまちづくり研究会は、1つ1つ増やしていくのは効果的、一定集まるとガラッと変わると考えられる。
- B委員 南吹田駅は一部の人間しか関係ない。東海道本線の北側は関係ないのではない か。東海道線より南側だけではないか。アクセスが悪いのでは。
- 隅田主査 開業に合わせて阪急バスが乗り入れる予定。本数は未定。アンダーパスで 東海道本線の北まで抜けられる。
- 鳴海会長 他に意見が無ければ、原案通り承認してよろしいか。
- 一同 異議なし。

6. 案件説明

報告 屋外広告物行政について

○ 事務局 《内容説明》

7. 質疑·応答

○ C委員 近隣市で独自の条例を制定しているところは他にありますか。

- 隅田主査 豊中市や高槻市、枚方市がある。
- C委員 茨木市は制定しているのではないか。
- 隅田主査 茨木市は市の条例を制定していない。しかし、大阪府から事務の権限を移 譲されている。屋外広告物の独自条例を制定しているのは、基本的に中核市に移行さ れた市町村である。
- 鳴海会長 アンケートはどうやって配布されるのか。
- 徳永主任 郵送により配布する。
- D委員 大阪府の今の規制内容を教えて欲しい。
- E委員 建物の壁面に関して言うと、幅が建物の幅まで、高さも建物の高さまでという 規定になっている。大きさだけを規定しているので、突き出していても問題ない。屋 上については、建物の高さの3分の2までというのがベースになっている。幹線道路 沿いなどについては、大きさを制限している。景観計画区域などの地域ごとに屋上を 3分の1までに制限していたり、場所によっては総表示面積が40㎡までだとか、区 域によって制限しているところがある。大阪府の屋外広告物条例には色の規制はない。 発光を伴うものの規制もない。ラッピング電車や車などの移動広告の規制もない。市 が基準を策定するときにはメリハリをつけた方が良い。また、大阪府では道路関係を 主に規制しており、幹線道路沿いの規制内容が市によって変わるのは好ましくないの で、大阪府の基準と大きく外れないようにして欲しい。
- D 委員 吹田市はどこをどういう風に規制するのかを分かるようにして欲しい。アンケートはやらなければいけないからやっているのか。方向性がはっきりしていない。何をしたいのかよく分らないアンケートだと思う。幹線道路をもっと規制した方がよいとか、ニュータウンについては厳しくしようとか。せっかく市民の声を聞くのにこの内容でよいのかという気がする。
- 隅田主査 具体的な基準のイメージは議論しているところである。まずは、現状を把握したい。市民がどういう広告物をよく見ているのか、屋外広告物についてどういう認識をもっているのかなど、地域別に分析する。
- D 委員 この内容では、地域ごとの意識はわからないと思う。いつも広告を意識して 見ている人なら分かるけれど、この内容を聞かれて分かるのか。
- A委員 住宅街に住んでいる方には広告は関係ないと思うけれど、駅前などに住まいが あって自分の家に光が入ってくるようなところに住まれている方からは、やめて欲し いなどの意見がでるのではないか。
- D 委員 もう少し具体的に、吹田の駅前の状況を見せて「これで良いですか」と聞いた方が良いのではないか。また、広告の入っていない広告物を事例に出して広告のことを聞こうとしているが、これで良いのか。アンケートが広告になっては困るかもしれないけれども、具体的でなく分かりづらいと思う。
- 隅田主査 写真を載せてしまうと、それについてどう思うかの質問になってしまう。

基本的に屋外広告物全般について、市民の方の認識をお聞きしたいと考えているので、 あえて具体的な写真を載せていない。

- 鳴海会長 私どもはこのような調査をよく経験しているので、この設問であると、やる前に結果が分かる。お金をかけてやるのに、驚きのないことを調べても勿体ない。吹田市として何を知りたいとか、次にこういう手を打ちたいからという目的を持ってアンケートを行うべきである。吹田市民の方々に「屋外広告物法とはこういう内容です。」と教育するつもりで設問を作るアンケートや、回答しながら勉強してもらうアンケートがある。このままだと慣れている人は結果が分かってしまう。近隣市で既にやっているアンケートと変わらない結果になると思う。住宅地には広告は要らないとか、商業地はあっても良いなど普通の答えが返ってくるのは勿体ない。ぜひ工夫していただきたい。例えば、吹田市の中で一番屋外広告物が多いのは江坂であるが、もう少し江坂らしくても良い。広告による個性的な景観というのはどうやったらできるのかを追及することを聞ければよいと思う。吹田市のアンケートは面白いと言わせたいと思うので頑張って欲しい。
- C委員 アンケートの予算はどれくらいになるのか。回収率を42パーセントと想定しているが、その根拠を教えて欲しい。もし回収率が目標値以下であればどうするのか教えて欲しい。
- 隅田主査 カメラを積んだ車両による沿道調査と内容の分析や管理システムの構築などの業務を一本の委託業務として発注している。契約金額は2 千万円程度である。それらの業務の一部としてアンケート調査がある。回収率については、当市の公園みどり室が実施したアンケートの回収率を参考としている。目標の回収率に満たなかった場合は、そのサンプル数で検討したいと考えている。
- D 委員 大阪府屋外広告物条例に基づいて許可されている広告物は、吹田市内に何件 あるのか。
- 隅田主査 申請書の件数は700件程度と聞いている。
- D委員 許可が必要な広告物の規模はどれくらいか。
- E 委員 自家用広告物は一敷地で7㎡を超えるもの。非自家用広告物だと大きさの基準はない。ほとんどが自家用広告物である。幹線道路沿い50m未満のほとんどが掲出できないことになっている。吹田市は広告物が多い方である。昔、府内3市で調査した結果だと、実態違反は全体の数パーセントだった。残りのほとんどは申請を出していなかった。京都市では色や発光物の規制などを行っているが、あれが大阪府内で相応しいかというとそれはまた違うだろうという話もある。
- D 委員 みんな、自分の生活の環境で「こんなものだ」と思って見るから、見慣れて くる。京都に行って看板を見ると「違うよなぁ」と思うぐらいで、どんどん見慣れる ものである。事務局は府の規制内容を知った上で提案していると思うが、市民の方々 は、急にアンケートを出されてもよく分らないのではないかと思う。もう少し予備知

識をいただけたら、内容についてももう少し発言があるだろうし、吹田市がどういう 方向に向いていったらいいかというのも一緒に考えることができる。「アンケートをや ります。見て下さい」と言われても、基礎知識なしではなかなかこういうのは見るこ とができない。

- 鳴海会長 もうあまり時間がないが、可能な限り設問を工夫して欲しい。繰り返しになるが、行政の個性が感じられる設問にしたら良いと思う。例えば、全国のいくつかの市では、市民が違反広告物を無くすグループを作って、市がグループに違反広告物の撤去を委託している。法律上、他人の設置した広告物に触ってはいけない。違反広告物は触っても良いという特別の許可を与えて、市民グループに撤去する権利を与えているところもある。必ずしもそれじゃなくてよいですが、「吹田のアンケートは面白いね」という風に、市政に反映するようなアンケート項目を仕組んで欲しい。月末まで時間がないと思うが工夫して欲しい。
- 大椋参事 まだ時間はあるので、面白味を持ってもらえるような質問を考えて、また 相談させてもらってよろしいですか。
- 鳴海会長 市ではやり難いかもしれないが、例えば、吹田の看板写真を撮って、どこが面白いとか駄目だとかマル・ペケするなどがあっても良いと思う。普通の取組だけで凄く良いまちにもなるし、考えられているまちなみとめちゃめちゃだというまちなみとは際どい部分の差だと思う。看板があっても良いまちなみってあると思う。そういう風に誘導するのも考え方だと思う。もう少し考えて下さい。

8. 案件説明

その他報告 内本町・南高浜町周辺のまちづくりについて

○ 事務局 《内容説明》

<u>9. 質</u>疑·応答

- D 委員 運用が始まったということで、半年に一回でも良いので、この地域で上がってきた計画の内容や、窓口などで協議した結果などを報告して欲しい。
- 隅田主査 当審議会の中で報告していく。
- A委員 私の実家は、昔の旧家にすんでいるが、どのようにメンテナンスして良いのか 分からない。住宅展示場などでもこのような建物はない。維持したくても方法が分か らない。西尾家住宅など、どのようにメンテナンスしているのかの相談窓口があれば、 地域の方も協力しやすいと思う。
- 隅田主査 相談できる体制をとっていきたい。
- A 委員 お金がいくらくらいかかるかもわからない。業者にきくと新しい素材や建て替えを誘導される。地域には神社や古い旧家があるので、どこかに業者はいるが、どこに問い合わせて良いのかわからない。適正価格はどのくらいなのかもわからない。そ

のような情報があれば良いと思う。

- 隅田主査 そのような視点は重要なので、対応できるようにしたい。
- 鳴海先生 吹田市でも指定をしている、景観整備機構に協力を依頼するのも方法だと 思う。

10. 閉会